

清流園 し尿処理施設 精密機能検査業務

仕様書

令和7年4月

大洲・喜多衛生事務組合

第1章 総則

第1節 業務の目的

本業務は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条」に基づき、大洲・喜多衛生事務組合(以下、「当組合」という。)が管理運営をしているし尿処理施設「清流園」の機能を保全するために実施するもので、施設の現況、運転管理実績等を調査し、その結果を踏まえ維持管理基準及び設計基準と比較・検討し、処理負荷並びに処理機能の現況を把握するとともに、維持管理、設備・装置等それぞれについての総合評価を行い、今後の施設運営・整備に関する改善策及び整備方針についての検討を行うことを目的とする。

また、本業務は、「各都道府県一般廃棄物処理担当部(局)長あて環境衛生局水道環境部環境整備課長通達環整95号(昭和52年11月4日)」に示される一般廃棄物処理施設精密機能検査要領に従い実施するものとする。

第2節 業務の名称

清流園し尿処理施設 精密機能検査業務

第3節 履行期間

契約締結日より、令和8年3月31日とする。

第4節 業務の内容

業務の内容は、第2章「特記仕様」による。

第5節 適用範囲

本委託仕様書は、当組合が実施する「清流園し尿処理施設 精密機能検査業務」に適用するものである。また、受注者は、本委託仕様書に定めのないものについて、業務遂行上必要と思われるものについては、これを行うものとし、これにより生じた費用は受注者の負担とする。

第6節 機密の保持

受注者は、本業務の遂行上、知り得た事項について第三者に漏らしてはならない。
また、コンサルタントとして中立性を厳守しなければならない。

第7節 関係官公庁との協議

受注者は、関係する官公署との協議を必要とするとき、又は、協議を求められた場合は誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく当組合に報告しなければならない。

第8節 関係法令の遵守

受注者は、業務の実施にあたり、関係する法令規則、細則、通知、指針等(最新版)を遵守しなければならない。

第9節 疑義

受注者は、本業務の実施中に疑義を生じた場合は、速やかに当組合と協議を行い当組合の意図を十分理解し業務を遂行するものとし、後日の業務等に支障が生じないようにしなければならない。

第10節 資料の貸与

本業務の遂行上必要な資料の収集、調査、検討等は、原則として受注者が行うものであるが、現在、当組合が所有し、業務に利用出来得る資料はこれを貸与する。この場合、貸与を受けた資料については、そのリストを作成のうえ当組合に提出し、業務完了とともに返却すること。

第11節 議事録

受注者は、打合せ及び協議の都度、その内容に対する議事録を作成し、当組合に提出しなければならない。

第12節 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了にあたって、下記の書類を提出しなければならない。

1. 着手届
2. 工程表
3. 管理技術者および照査技術者届及び経歴書

(自社の社員であることが確認できる書類及び資格証等の写しを添付)

受注者は、業務の完了に際し、次の書類を提出する。

1. 完了届
2. 成果物引渡し書
3. 契約代金請求書

第13節 管理技術者等

1. 受注者は、管理技術者及び照査技術者をもって秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
2. 管理技術者及び照査技術者は、技術士(衛生工学部門のうち選択科目が廃棄物・資源循環、廃棄物管理、廃棄物管理計画、廃棄物処理)のいずれかの資格保有者でなければならない。
なお、管理技術者と照査技術者は兼任できず、いずれも在籍6ヶ月以上の正社員とする。

第14節 検査及び引き渡し

受注者は、業務完了後すみやかに業務完了届を提出し、当組合の検査を受けなければならない。業務の検査に合格後、本委託仕様書に指定された提出図書一式を納品し、当組合の検査検収をもって業務の完了とする。

第15節 土地への立ち入り等

受注者は、本業務を実施するため公有地又は私有地に立ち入る場合は、当組合と十分な協議を行い、承諾を得て行わなければならない。

第16節 成果品

- | | |
|-------------------|--------|
| 1. 精密機能検査報告書 | A4版 5部 |
| 2. 電子データ(CD-R) | 1式 |
| 3. 打合せ・協議等議事録 | 1式 |
| 4. その他当組合が必要とする資料 | 1式 |

第2章 特記仕様

第1節 精密機能検査業務

第1項 施設の概要

- (1) 名称：清流園
- (2) 所在地：愛媛県大洲市米津乙1番地の2
- (3) 処理能力：100 kL/日（浄化槽汚泥 60.4kL/日、し尿 39.6kL/日）
- (4) 処理方式

主処理方式：標準脱窒素処理→凝集分離→オゾン酸化→砂ろ過→活性炭吸着

汚泥処理方式：脱水→乾燥→焼却

臭気処理方式：高濃度臭気：生物脱臭及び燃焼脱臭

中濃度臭気：酸洗浄→アルカリ・次亜塩素酸洗浄→活性炭吸着

低濃度臭気：活性炭吸着

- (5) 竣工：平成12年3月25日

第2項 協議・打合せ

本業務をおこなうにあたり受注者は、当組合と十分な協議・打合せを行うこと。

また、現場の職員等から施設の状況等に関し、聞き取り調査を行い施設の現況を把握すること。

第3項 資料収集・整理

受注者は、本業務を進める上で必要となる資料の収集・整理を行うこと。

第4項 維持管理・実績状況調査

資料(運転実績資料等)収集・整理により、下記の事項について調査及び取りまとめを行う。

1. 書類調査

(1) 施設の概要

処理方式、処理能力、処理工程、補修工事、改良工事等

(2) 搬入実績

浄化槽汚泥・し尿

(3) 運転管理実績

投入量、放流量、余剰汚泥量、乾燥汚泥量、焼却灰量、電力使用量、燃料使用量、薬品使用量、井水使用量等

(4) 日常運転・作業

受入貯留、主処理、高度処理、汚泥処理及び脱臭処理等、各処理工程ごとの
日常運転・作業状況

(5) 定期点検・定期検査

設備・装置の補修、機器の交換、水質検査状況及び結果、過去の事故等の状況

(6) 管理体制

維持管理人員、資格取得状況、収集体制等

(7) その他必要な項目

2. 書類調査結果の取りまとめ

第5項 処理条件と処理効果

1. 水質・臭気・汚泥等の採取分析

処理工程毎の処理状況を把握するために工程水や汚泥等のサンプリングを行い、
その分析を行う。分析頻度は1日当たり1回とし、日数は1日とする。

水質・臭気・汚泥等の採取箇所及び分析項目は、別表を基本とする。

2. 処理条件及び処理効果の検討

各処理工程の水質・臭気・汚泥等の分析結果について、主処理・高度処理等
処理工程ごとに、それぞれの機能を設計基準値と比較し検討する。

第6項 設備等の状況

1. 設備装置等の検査

現地調査により、設備装置等の状況(損傷、機能等々)について検査を行い、
「良」、「要補修」、「要交換」、「改造」、「経過観察」等に分けて判定し、
その箇所を示す。

なお、各設備状況については、写真撮影を行い記録すること。

(1) 土木・建築設備

各設備について、亀裂・破損状況の有無、不等沈下、漏水・浸水の有無等を検査する。

(2) 機械設備

各設備について、腐食・損傷の有無、装置の振動・異常音・温度の上昇、その他軸受
等のオイル、グリスの補給状況並びに損耗等を検査する。

(3) 電気設備

各設備について、腐食・損傷の有無、絶縁の良否、装置の振動・異常音・温度上昇、
その他配線、安全機器の状況等を検査する。

(4) 配管・弁設備

各設備について、腐食・損傷の有無、接続箇所の漏水・浸水の有無、その他弁類の作動の良否等を検査する。

(5) その他

全体的な水位高低関係、悪臭発生等を検査する。

第7項 総合評価

調査の結果に基づいて、総合評価を行うとともに、施設の構造、設備及び維持管理等の改善点を抽出し、必要に応じその改善策についての検討を行うものとする。

第8項 報告書の取りまとめ

調査結果及び検討内容を精密機能検査報告書として取りまとめること。

なお、とりまとめの様式等については、当組合と協議の上決定するものとする。